



～チャイルドの経営コンサルタント監修による～

選ばれる園になるためのメルマガ

株式会社 幼保経営サービス・コンサルティング部



～園で職員の犯罪歴を調べる時代に…～ 日本版DBS法案国会提出

㈱幼保経営サービス コンサルティング部では、法人・園の経営・運営の悩み事に対応しています。チャイルドグループの各事業部のノウハウをお届けします。

TOPIC

3月19日、子どもに接する仕事に就く人に性犯罪歴がないか確認する制度「日本版DBS」を導入するための法案が閣議決定され国会に提出されました。法案が成立・施行されれば、保育園・幼稚園・こども園において、職員の犯罪歴を子ども家庭庁・法務省に照会を行うこととなります。主な内容は以下の通りです。

- 保育園・幼稚園・こども園では、照会が義務として行わなければならない
- 新たに採用する人だけでなく、既に雇っている人も対象となる
- 刑法犯(不同意性交・わいせつ罪等)だけでなく、痴漢や盗撮などの条例違反も対象となる

園では、もし雇っている人に犯罪歴が確認できれば、配置転換や解雇などを検討しなければならなくなります。政府は制度の運用に際しガイドラインも策定する方針です。

園で制度・システムを利用し、採用活動を行うとして、

- ◆ 誰が照会手続を行うのか/行えるようにするのか?
- ◆ その情報をどのように管理・保管・共有するのか?
- ◆ 情報が漏えい・拡散した場合にどうになってしまうのか?
- ◆ 採用活動に際し、どのような留意が必要か(例えば、照会をかけて犯罪歴がなかったことを条件とする等)?
- ◆ 制度・システムを悪用・濫用する者が現れた場合どうするのか?
- ◆ 照会を怠り職員が再犯した時の経営者・管理職の責任はどうなるのか?

など様々なことが事業者の立場で懸念・問題として挙がってくるのが想像されます。

こどもに大きな被害を残す悲痛な事例は後を絶ちません。こども達を性犯罪から守るための取組み・施策は必要です。DBSの仕組みは、犯歴のある者をこどもの現場から排除することには役立ち再犯の防止となりますが、初犯を防ぐことには繋がりません。

虐待や不適切保育の問題と同様に、園で園児達と接する先生方が、自分の身の回り(家庭であれ、園という職場であれ)で園児達を守るための意識・考え方を変化させていく必要もあるでしょう。

事業部紹介

株式会社 幼保経営サービス コンサルティング部

チャイルド社グループの幼保経営サービスだからこそできる経営コンサルで園を強力にサポートしています。

- ①経営・運営コンサル ②マーケティング・ブランディングコンサル ③新園・新施設設立コンサル ④認定こども園移行コンサルなどに関して、分析・助言・提案・サポートを行っています。



株式会社 幼保経営サービス

コンサルティング部 ディレクター 東京弁護士会所属 柴田 洋平(弁護士・保育士)

TEL 03-6915-1910 Email yohokeyei_consulting@child.co.jp

HP <https://www.ans.co.jp/youho/consult.html>

